

グッドケア 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

- 第1条 株式会社グッドスマイルが開設するグッドケア（以下「事業所」という。）が行う
指定居宅介護支援事業（以下『事業』という。）の適正な運営を確保するために
人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の居宅介護支援専門員等は利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供できるよう援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 グッドケア
 - 2 所在地 東京都町田市小山ヶ丘 3-24

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
 - 2 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援事業を行い、要介護者の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 1 営業日 月曜日から金曜日まで（うち祝祭日も営業）とする。
 - 2 休業日 土曜日、日曜日及び12月29日から1月3日とする。
 - 3 営業時間 9時00分から18時00分までとする。
 - 4 時間外は応相談とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容・利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の相談を受ける場所は、利用者の自宅又は第3条に規定する事業所所在地とする。
- 2 使用する課題分析表 全社協方式
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の自宅又は第3条に規定する事業所所在地とする。
- 4 介護支援専門員の居宅訪問については、少なくとも月1回とし、月に1回実施状況の把握の結果を記録する。
- 5 介護支援専門員は居宅サービス計画原案の内容について利用者又は家族に説明し、同意を得た後、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。
- 6 介護支援専門員は、利用者が要介護認定更新、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 その他の具体的取り扱いに関しては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条に定めるところによる。
- 8 指定居宅介護支援を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はなしとする。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

町田市、相模原市中央区、相模原市緑区、八王子市

第8条 利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事故及び事故に際してとった措置について記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情及び相談に対する体制)

第9条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 対応内容は記録及び保存する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告する。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

(感染症対策に関する事項)

第11条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社グッドスマイルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。